

国民健康保険 資格確認書 及び 資格情報のお知らせ について

マイナ保険証の保有状況により交付されるものが異なります！

※保有状況は令和 7 年 6 月末時点で判定しています。

お手元の国民健康保険被保険者証（保険証）は、令和 7 年 7 月 31 日をもって有効期限を迎えます。令和 6 年 12 月 2 日以降マイナ保険証を基本とする仕組みに移行したことから、保険証は交付されませんが、資格確認書または資格情報のお知らせをお送りしますので、**令和 7 年 8 月 1 日**からお使いください。

なお、期限切れの保険証等は、8 月 1 日以降、破棄していただいてもかまいません。詳しくは以下のとおりとなりますのでご覧ください。

資格確認書について（マイナ保険証をお持ちでない方）

従来の保険証の代わりとなるものです。

- ・医療機関等へ受診する場合は従来の保険証と同様に医療機関等へ提示してください。
- ・有効期限は、「**令和 8 年 7 月 31 日**」です。

ただし、途中で次の①～④に該当する方の資格確認書は、それぞれ記載の日が有効期限となります。

事 由	有 効 期 限	有効期間終了後の取扱い
① 70 歳になられる方	70 歳の誕生月の末日 （誕生日が 1 日の方は前月末日） <例> 9 月 15 日生→9 月 30 日 1 月 1 日生→12 月 31 日	●70 歳になられる方は、誕生月の下旬頃に（1 日生まれの方は前月下旬）、負担割合が印字された新しい資格確認書をお送りします。 （手続不要）
② 75 歳になられる方	75 歳の誕生日の前日	●75 歳の誕生日から「後期高齢者医療制度」へ加入となります。 ●75 歳になられる方は誕生月の前月に「後期高齢者医療資格確認書」（保険証の代わりとなるもの）をお送りします。 （手続不要）
③ 他の市町村に住民票がある学生で、来春卒業予定の方	卒業予定日（令和 8 年 3 月 31 日）	● 卒業予定日以後、就学される場合は手続きが必要です。 ●令和 7 年 3 月中に、手続のご案内を差し上げます。
④ 在留期間が満了する外国人の方	在留期間が満了する日の翌日	● 資格確認書の更新手続きが必要です。 ●更新後の在留カードをご持参の上、申請してください。

資格情報のお知らせについて（マイナ保険証をお持ちの方）

- ・医療機関等へ受診する際は必ず「マイナンバーカード」を持参し、受付を行ってください。
資格情報のお知らせ（以下、お知らせ）のみでは受診できませんが、マイナンバーカードや医療機関等のカードリーダーの不具合など、何らかの事情でマイナ保険証を使用できないときは、マイナンバーカードとお知らせをセットで提示ください。お知らせの右下はカードのように切り取り持ち歩けるようになっておりますのでご活用ください。
- ・70 歳未満の方のお知らせについて
従来の保険証では 1 年ごとの更新がありましたが、お知らせは更新がありませんので、来年以降は、送付されない予定です。国保加入中は大切にお持ちいただくようお願いいたします。
- ・70 歳以上の方のお知らせについて
医療費の自己負担割合の判定があるため、従来の保険証と同様に 1 年間の有効期限となっております。毎年更新され新しいお知らせが届きます。
- ・これから、70 歳になられる方のお知らせについて
誕生月（1 日生の方は前月）に医療費の自己負担割合が印字されたお知らせを送付します。
- ・資格の情報（住所・氏名・住民票上の世帯の情報など）が変更となる場合は、お知らせの記載内容が変更となるため手続きが必要です。新しいお知らせは手続き時に交付します。

介助者等の第三者が被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある等、マイナ保険証での受診が困難な方（高齢や障がいによるもの）は申請により資格確認書を交付します。
なお、この申請は中標津町国保加入中に 1 度のみ行うことで完了します。毎年度の届出は不要です。

保険税は納期を守って支払いましょう

特別な事情なく国保税を滞納する世帯へは、事前予告のうえ特別療養費（医療費が一旦 10 割負担となる）への変更を行う場合がございますのでご注意ください。納税が困難な場合は必ず納税課へご相談ください。

限度額適用認定証及び特定疾病療養受療証について

○限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証について

入院等で高額な医療が必要となった場合に、マイナ保険証をお持ちでない方については、従来どおり申請に基づき交付します。

マイナ保険証をお持ちの方は原則申請が不要となりますが、以下のとおり長期間入院されている方については申請が必要な場合があります。

○長期間入院されている方の食事代の減額について

直近 1 年以内に 91 日以上入院をされた方で、区分が 70 歳未満で『オ』または 70 歳以上で『非課税世帯Ⅱ』の方については、申請をすることで入院時の食事代が減額される場合があります。

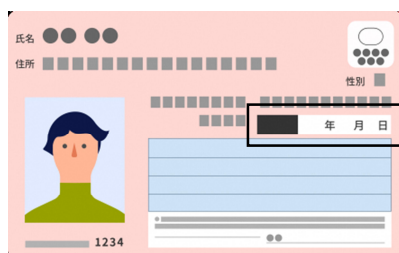
○特定疾病療養受療証について

厚生労働大臣が指定する特定疾病（人工透析が必要な慢性腎不全など）は、申請することにより、その疾病の医療費についての自己負担額が月 1 万円（所得により 2 万円）となります。認定を受ける場合は従来どおり申請が必要です。

受療証についてはマイナ保険証をお持ちでない方へは従来どおり受療証を交付します。

マイナ保険証をお持ちの方はマイナンバーカードで医療機関へ受診することで提示の必要がないため交付されません。

マイナ保険証について（電子証明書の更新について）



電子証明書とは、マイナンバーカードを保険証として使用するために必要なものです。マイナ保険証を使用する際は、マイナンバーカードの券面（矢印の箇所）に記載されております電子証明書の有効期限をご確認ください。

記載がない場合は、マイナポータルから確認することが可能です。こちらの有効期限が近づきますと、ご自宅に有効期限通知書が送付されますので更新をお願いいたします。更新は中標津町役場住民保険課①窓口です。

なお、電子証明書の更新手続きを行わず有効期限より 3 か月経過すると、マイナ保険証は使用することができなくなります。その場合は保険証の代わりとなる資格確認書が送付されます。

国保の届け出は 14 日以内にお忘れなく（マイナ保険証の方も必要です）

職場の健康保険に加入したときや、他の市町村へ転出したときは、14 日以内に届け出が必要です。健康保険の加入日や転出日以降、中標津町国保を使用して受診することはできません。受診された場合は後日、世帯主様へ医療費の返還を求める場合がありますのでご注意ください。

⚠ まだ届け出をされていない方は、すみやかに届け出をしてください。

住所や氏名、世帯主が変更になった場合も資格確認書や資格情報のお知らせの記載内容が変わります。必ず届け出をしてください。

資格確認書の裏面に臓器提供意思表示欄があります

「臓器の移植に関する法律」により、資格確認書裏面に臓器提供に関する意思表示ができます。マイナ保険証の方についてはマイナンバーカードに意思を表示することができます。

※記入するかどうかはご本人の判断によるものであり、記入を強制するものではありません。

※資格確認書の台紙裏面に青い個人情報保護シールがありますので適宜ご利用ください。

一部負担金減免制度について

災害などによる資産の重大な損害や失業などによる収入の著しい減少などにより、一時的に生活が困窮し、医療機関に一部負担金を支払うことが困難なときは、申請によりその生活状況などに応じて、一部負担金の減額・支払いの免除又は支払いの猶予の措置を受けることができます場合があります。